

## 1. 働き方改革関連法が成立しました

多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するために、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる働き方改革関連法が6月29日の参院本会議で可決、成立し、7月6日に公布されました。

関連法の概要は、Ⅰ働き方改革の総合的かつ継続的な推進、Ⅱ長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等、Ⅲ雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保、となります。

Ⅰについては、国は働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」(閣議決定)を定めることとされます(雇用対策法)。Ⅱについては、①労働時間に関する制度の見直し(労働基準法、労働安全衛生法)、②勤務間インターバル制度の普及促進等(労働時間等設定改善法)、③産業医・産業保健機能の強化(労働安全衛生法等)がされます。Ⅲについては、①不合理な待遇差を解消するための規定の整備(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)、③行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備がされます。

施行期日は、Ⅰが公布日である7月6日ですがⅡとⅢについては31年～35年4月1日となります。施行期日が異なる時間外労働の上限の見直し、高度プロフェッショナル制度の創設、正規と非正規雇用との不合理な待遇の禁止などについては、今後個別に取り上げてご説明していきます。

## 2. 検討されていますか？事業継続計画 BCP (Business Continuity Plan)

6月末より前線と台風の影響により西日本を中心に発生した水害は甚大な被害をもたらし、現在もなお影響を及ぼしております。このような気象現象のほか、大地震、あるいは火災など緊急事態が生じた際に、企業の事業活動にとって重要な資産、中核的な事業を維持し、または早期に復旧させる計画を事業継続計画(BCP)と呼び、この作成を含めたマネジメント活動を事業継続マネジメント(BCM)と呼びます。



BCPの策定に関しては、内閣府「事業継続ガイドライン」(平成17年策定、平成25年8月第3版策定)をはじめ、中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」(平成18年策定、平成24年3月第2版策定)等も示されています。これらの内容に拠りつつ、改めてどのような視点でBCPを策定していくものか概要をみてみます。

BCP(BCM)の主な目的について、内閣府のガイドラインでは「身体・生命の安全確保に加え、優先的に継続・復旧すべき重要事項の継続または早期復旧」としています。「重要業務」とあるように、緊急時の限られた資源の範囲で優先的に継続・復旧すべき業務・商品を、その業務・商品が停止することによる自社(売上、資金繰り、従業員の雇用等)や顧客への影響の程度により判断し、絞り込みます。この重要業務・商品について、自社を取り巻くリスクの中から発生の可能性が高い災害等を具体的に想定し、目標復旧時間と復旧レベルを設定します。この際に、重要業務・商品に不可欠な資源(ボトルネック)を把握し、この資源の確保(回復、代替)を検討します。また、目標復旧時間の想定(資金的な許容期間はいつまでか想定)のほか建物・設備の復旧費用も概算し、必要な資金の確保や適切な損害保険に加入しているか、等も検討します。

BCPの中核はこのような概要ですが、発動レベルや発動下の体制の設定、平常時の従業員への教育、チェックや更新、等も重要です。上に挙げたガイドラインや指針等を参考に、改めて事業継続のあり方を見直してはいかがでしょうか？

## 3. 夏季休業のお知らせ 8月13日(月)～18日(金)

8月13日(月)～18日(金)まで、お休みをいただきます。何卒、ご承知おきください。

### ● 編集後記 ●

このたびの豪雨被害で地元の岡山県で甚大な被害がありました。特に大きな被害のあった真備町から車で1時間ほどの実家は、幸いにも被害がなく無事でしたが、晴れの国といわれる岡山では信じられない光景でした。一日も早い復興を祈っています。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート  
 特定社会保険労務士  
 秋山幸子 (登録NO.13050514)  
 三鷹市下連雀3-38-4  
 三鷹産業プラザ307  
 TEL:0422-24-8625  
 FAX:0422-24-8605  
 E-mail: info@aozora-sr.com  
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士  
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)